

2月16日(金) ～ 3月15日(金) 所得税の確定申告と 市・道民税の申告を忘れずに！

令和5年分の所得税の確定申告と、令和6年度の市・道民税の申告が、2月16日(金) から始まります。申告方法は左記の①～③となっていますので、忘れずに申告願います。

- ① e-Taxによる申告
 - ② 申告会場による申告
 - ③ 郵送による申告
- ※所得税の確定申告を済ませた方は、市・道民税の申告を済ませたこととなります。

■確定申告が必要な方

- 次の項目に該当する方は、確定申告をしなければなりません。
- ① 給与収入が2千万円を超える方
- ② 2つ以上の会社から給与をもらっている方
- ③ 給与所得以外の所得が20万円を超える方
- ※20万円を超えない場合(戸口)についても市・道民税の申告は必要となります。
- ④ 商売を営んでいる方や自営業の方
- ⑤ 不動産収入のある方
- ⑥ 土地や建物を売った方
- ⑦ 国民健康保険に加入している方
- ⑧ 400万円を超える公的年金等を受給している方(ただし、年金収入が400万円以下でも、市・道民税の申告が必要な場合があります。)
- ※④～⑥の申告は、市役所では受け付けていません。※会社で年末調整をした給与所得者で、他に所得がない場合は、確定申告の必要はありません。

① e-Taxで申告する方

e-Taxで申告する方は、下図を参照ください。

申告はe-Taxをおすすめしています!
[自宅からのe-Tax] 5つのメリット!

税務署への持参 **不要** | 印刷・郵送代 **不要** | 添付書類 **不要**
確定申告期間の利用可能時間 **24時間いつでも** | 還付金 **早期還付**
3週間程度で還付! 書面提出の場合は1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーの入力方法は動画でチェック

こちらからアクセス!

スマホ申告 | 医療費控除 | マイナンバーカード方式 | 確定申告 動画

② 申告会場で申告する方

- 確定申告の際は、次の書類をお持ちください。
- 給与所得の源泉徴収票(給与収入のある方)
 - 公的年金等の源泉徴収票(公的年金等の収入がある方)
 - 令和5年分の収支内訳書(収入、支出、必要経費などを記入したもの)
 - 生命保険料、地震保険料等の控除証明書
 - 国民健康保険税、任意継続の社会保険料、介護保険料等の領収書(令和5年中に支払ったもの)、国民年金保険料控除証明書
 - 本人または扶養している方が、障害者手帳をお持ちの場合は、その手帳
 - 医療費控除の明細書、医療費のお知らせ(令和5年中に支払ったもの)
 - 本人確認書類(マイナンバーカードまたは運転免許証等)
 - 控除対象配偶者、扶養親族のマイナンバーが分かるもの
 - 銀行の口座番号が分かるもの(還付金が発生した場合の振込先口座)
 - 代理人が申告する場合は、委任状等が必要です。

③ 郵送で申告する方

- 申告書に必要な書類を添付し、札幌国税局業務センター(旭川分室(旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合同庁舎)または市税務課市民税グループまで送付してください。
- ※必要書類は「②申告会場で申告する方」を参照してください。
- ※申告書の控えが必要な場合は、返信用封筒を同封してください。また、添付された書類はお返しできません。

その他

- 本人または扶養している方が、要介護認定を受けている場合、障害者控除の対象となる場合がありますので、事前に市の長寿あんしん課介護高齢グループへ申請願います。
- 対象となるときは、認定書が交付されますので、申告時に必ず持参してください。
- ふるさと納税のワンストップ特例を申請している方でも、確定申告をする場合は寄附金受領証明書が必要です。
- 確定申告を行わなければならないので、確定申告の案内がない方についてもご相談ください。

《所得税の確定申告及び市・道民税の申告受付日》

地区	会場	受付日	受付時間	
			午前	午後
市役所 4階 第一委員会室 (※2)		2月16日(金)	9時～12時	13時～16時
		3月15日(金)		
稚内税務署 (※3)				

- ※1 前回の申告をもって、各地区での出張申告が終了となりましたので、電子申告もしくは上記会場での申告をお願いします。
- ※2 3月2日(土)も申告受付を行いますので、こちらも予約制となりますので、電話予約をお願いします。(当日対応時間9時～12時、13時～15時)
- ※3 青色申告、事業所得、譲渡所得に関する申告は、稚内税務署での受付となります。

《電子申告(e-TAX)専用の申告受付日》

電子申告の普及促進を図るため、スマートフォンを活用した電子申告専用の受付日を設けます。

地区	会場	受付日	受付時間	
			午前	午後
市役所 4階 第一委員会室		3月3日(日)	9時～12時	13時～15時

通常申告に必要な書類のほか、スマートフォン、マイナンバーカード(※暗証番号必須)を持参ください。

※暗証番号は、ご自身で設定した利用者証明用(4桁)と電子署名用(6～16桁)の2種類が必要となりますので、事前にご確認のうえ、ご来場ください。

～ 今年度から「予約」が必要です! ～

- ◎専用回線ダイヤル [0162-23-6232]
- ◎受付期間 令和6年2月1日(木)～3月15日(金)
- ◎受付時間 9時～17時まで(土日祝日は除く)

- ※今回の申告より、混雑緩和(待ち時間の軽減)を目的とし、予約制を導入します。
- ※申告を希望される方は上記のとおり、事前に電話連絡のうえ、日程を確定させてからご来場ください。
- ※なお、当日予約をせずに会場に来られた場合には、受付ができません。